

○総務省告示第五百十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の六第一号（3）の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号（1）及び（3）並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第二項を次のように改める。

- 二 施行規則第五十一条の九の六第一号（3）の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。
- 九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数
 - 九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数
 - 一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数